

# 南魚沼市屋根雪除雪安全対策支援事業補助金

屋根雪除雪時の転落事故を防ぐため、命綱固定アンカー等の設置工事等に対して補助金を交付します。

## 1. 受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年11月29日(金) ※予算額に達し次第、受付終了

## 2. 補助の対象となる人… 次のすべての条件にあてはまる人

- ・ 建物の所有者又は2親等以内の親族
- ・ 命綱固定アンカー等の設置工事を行う住宅に住んでいる（住むことが確定している）
- ・ 市税の滞納がない
- ・ 命綱固定アンカー等の設置工事の発注者

## 3. 補助の対象となる建物… 個人が所有する次の建物

- ・ 市内に建っている住宅又は新築する住宅（併用住宅を含む）
- ・ 上記住宅の附属建物（住宅と一体的に使用している車庫、倉庫、物置等）

⚠ 過去にこの補助金を受けた建物は対象外です。

## 4. 補助の対象となる工事… 市内施工業者が施工する次の工事

- ・ 命綱固定アンカー等の設置工事
- ・ 転落防止柵の設置工事
- ・ 上記工事と併せて行う固定式はしごの設置工事（固定式はしごのみの設置は対象外）

⚠ 下記事項は全て満たす必要があります。

- ・ 棟ごとに下屋を含め屋根全面に安全対策が講じられること
- ・ 補助金の交付決定後に契約・着手する工事
- ・ 令和7年1月31日までに工事及び工事費支払いが完了し、実績報告書の提出ができる工事

⚡ ご注意ください ⚡

原則、対象となる建物の屋根全面に対しての安全対策設備の設置が必要です。

ただし、屋根の一部が落雪式の場合や下屋等においてアンカー等の代替となる堅固な設備が設置されていることにより、屋根の一部を安全対策済みとする場合は、その旨を「工事計画図面」に記入し、その設備等の写真も申請時に提出してください。

## 5. 補助金の上限額… 要援護世帯:15万円/棟、一般世帯:10万円/棟

※要援護世帯：高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者・知的障がい者世帯、ひとり親世帯

※補助率 要援護世帯：対象工事費の2/3（千円未満切捨て）

一般世帯：対象工事費の1/2（千円未満切捨て）

## ◇ 受付窓口

都市計画課（本庁舎3階）、大和市民センター、塩沢市民センター

## ◇ 問い合わせ先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 建設部 都市計画課 施設係 <<電話>> 025-773-6662

## 補助対象・対象外工事の主な例

### <補助の対象となるもの>

- ① 命綱固定アンカーの設置工事
- ② 転落防止柵の設置工事
- ③ ①または②と併せて行う固定式はしご等の設置工事

### <補助の対象とならないもの>

- ❶ 屋根の一部への安全対策工事（全面に安全対策が講じられないもの）
- ❷ 雪止めアングルの設置工事（転落防止専用ではないもの）
- ❸ 雪庇防止フェンスの設置工事（転落防止柵の代替とならないもの）
- ❹ 命綱固定アンカー、転落防止柵、はしご等を自身で設置するための部材購入費
- ❺ ヘルメット、安全帯等の作業者自身が身に着ける用具の購入費
- ❻ 除雪器具、脚立等の道具の購入費

## 命綱固定アンカー等の設置例



**[単管型]**



**[ワイヤー型]**



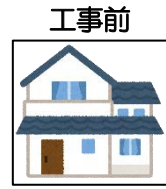
画像出典

『屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック』（新潟県）

# 申請の流れ

## 1. 申請に必要な書類を準備します

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）  
工事施工予定者と相談し、必要箇所にご記入ください。
- ② 補助事業計画書（様式第2号）  
工事施工予定者と相談し、必要箇所にご記入ください。
- ③ 現況写真  
住宅の全景写真と工事箇所の着手前写真をご用意ください。  
※危険な場合は無理をせず、工事施工予定者にご相談ください。  
※屋根の形状がわかる写真もご用意ください。
- ④ 工事計画図面  
屋根伏図に「建物の用途」「屋根の階数」「寸法」「安全対策設備の種類」等を記入
- ⑤ 見積書の写し  
明細形式のものをご用意ください。  
※複数棟の場合は、棟別に明細を作成してください。
- ⑥ 家屋課税台帳登録証明書  
※課税台帳に未反映の場合は、売買契約書等の写しをご提出ください。
- ⑦ 市税の納税証明書  
※申請日前1カ月以内に発行されたもの
- ⑧ 通帳の写し  
口座番号、口座名義人（カタカナ）の分かる面の写しをご用意ください。  
※申請者本人の口座に入金します。
- ⑨ 要援護世帯であることを証明する書類（要援護世帯で申請する場合のみ）  
高齢者世帯：世帯全員の住民票　ひとり親世帯：戸籍謄本と保険証等の写し  
障がい者世帯：当該手帳等の写し  
※必要により、他の書類の提出をお願いする場合があります。



◇ 工事完了後に対象建物に居住される場合は、別途ご相談ください。

## 2. 屋根雪除雪安全対策支援事業補助金交付申請書を提出してください

**受付期間**  
**令和6年4月1日（月）～令和6年11月29日（金）**  
**※予算額に達し次第受付終了**

提出場所：本庁舎3階都市計画課または各市民センター



## 3. 審査後、補助金交付決定の可否を決定し通知を送ります

- ・ 交付決定通知書は申請書受理後、10日前後で発送予定です。

## 交付決定後の流れ

### 1. 申請者と施工者で工事請負契約書を取り交わしてください

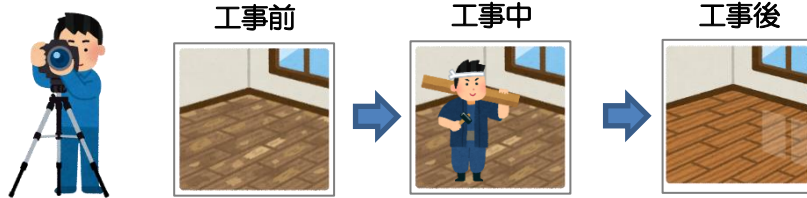
契約日は「交付決定通知書」記載の**交付決定日以降の日付**でお願いします。



### 2. 工事個所の工事前・工事中・工事後の写真を撮影してください

・工事を行ったことが確認できるように、同じアングルで撮影してください。

⚠️ 確認ができる写真がない場合、補助金の交付が行えませんのでご注意ください。



### 3. 工事と支払いが終わったら、実績報告書を（様式第7号）提出してください

実績報告書に添付する書類

- ① 工事請負契約書の写し（1の書類）
- ② 工事費支払い領収書の写し ※申請者（＝契約者）の名義になっていること  
※「領収書の金額＝総工事費」になっていること
- ③ 工事写真（2で撮影した工事前・工事中・工事後の写真）
- ④ 工事内訳明細書（申請時と工事費が変更となる場合のみ）



**提出期限**  
**令和7年1月31日（金）まで**

提出場所：本庁舎3階都市計画課または各市民センター



### 4. 審査後、補助金額確定通知書を送ります

### 5. 補助金請求書（様式第9号）を提出してください

### 6. 補助金をお支払いします

- ・申請書にご記入いただいた口座にお振込みします。
- ・請求書受付の約1月後にお支払いする予定です。

## こんなときは

#### ● 申請時から工事費が変更となる場合

・工事費の変更により補助金額が変更となる場合は、分かり次第速やかに、変更交付申請書（様式第5号）を提出してください。変更交付申請後に、補助金の「変更交付決定」の通知があるまでは、実績報告書の提出はできません。

・補助額が増額となる場合でも、変更交付申請時の残予算の状況により、補助金の増額ができない場合があります。

#### ● 補助金の申請を取りやめるとき

- ・予定していた工事を取りやめた場合は「辞退届」（様式第4号）の提出をお願いします。



## 屋根雪除雪安全対策支援事業補助金 Q&A

| 補助対象者について  |  |
|------------|--|
| Q1         | 過去にこの補助金の交付を受けた人も申請できますか？  |
| A1         | 過去にこの補助金の交付を受けた人であっても交付を受けていない建物に安全対策工事をする場合は申請可能です。   |
| Q2         | 申請時点で住民登録がない人も申請できますか？   |
| A2         | 補助対象工事の完了後に居住することが確定している人であれば申請できます。<br>※別途「居住確約書」（任意様式）を提出してください。   |
| Q3         | 法人は申請できますか？  |
| A3         | 法人は補助対象外となります。   |
| Q4         | 家族の中に身体障がい者がいますが要援護世帯として申請できますか？   |
| A4         | 要援護世帯（身体障がい者世帯）で申請できるのは世帯主が身体障がい者手帳等の交付を受けている場合となります。<br>※高齢者世帯、ひとり親世帯等の場合も条件がありますのでお問い合わせください。  |
| 補助対象建物について |  |
| Q5         | 過去にこの補助金の交付を受けた建物も申請できますか？   |
| A5         | 過去にこの補助金の交付を受けた建物は申請できません。ただし、補助を受けた建物と別棟の付属屋であれば申請できます。   |
| Q6         | 車庫や倉庫は対象になりますか？  |
| A6         | 住宅と一体的に利用している建物は対象になります。ただし、住宅と一体的に利用していると判断できない建物（別敷地の作業小屋等）は対象になりません。  |
| Q7         | 事業所（事務所や店舗等）は対象になりますか？   |
| A7         | 事務所や店舗等の事業所は対象になりません。また、法人所有の住宅も対象になりません。ただし、住宅部分の面積が1/2以上ある個人所有の併用住宅の場合は対象になります。  |
| Q8         | 借家は補助対象になりますか？   |
| A8         | 借家は対象になりません。貸主の負担で対策工事を実施してください。   |
| 補助対象工事について |  |
| Q9         | 命綱固定アンカーとはどのようなものですか？  |
| A9         | 屋根の雪下ろし時の転落を防止するために、屋根上等に取り付ける命綱を結ぶための設備のことです。命綱固定アンカーの他に転落防止柵や条件により固定式はしごの設置も補助対象になる場合があります。<br>※屋根の形状やその他条件により設置が困難な場合がありますので、事前に施工業者等とご相談ください。<br>※詳しくは新潟県が発行する「命綱固定アンカーガイドブック」をご覧ください。 |

|               |  |
|---------------|--|
| Q10           | 建物の一部に設備を取り付ける場合も対象になりますか？   |
| A10           | 申請する予定の工事をすることによって、既に対策が完了している部分を含めて <b>建物全体に何らかの安全対策設備が施される場合</b> は対象になります。詳しくはお問い合わせください。                |
| Q11           | 既に完了した工事も対象になりますか？   |
| A11           | <b>既に完了している工事は対象になりません。</b><br>※補助金の交付決定日以降の契約工事のみが対象となります。  |
| Q12           | 他の補助制度（「みんな住マイル」改修補助金など）との併用はできますか？  |
| A12           | 他の補助制度を同じ工事に対して利用することはできません。<br>※屋根の葺き替え工事は「みんな住マイル」改修補助金に申請し、安全対策工事を、屋根雪除雪安全対策支援事業補助金に申請するということができます。     |
| Q13           | 工事はどの業者に依頼してもいいの？  |
| A13           | 市内に本社、事業所等がある業者か市内に住所のある個人事業主が対象となります。<br>※元請けが市内業者等であれば下請け業者は市外業者でも構いません。                                 |
| Q14           | いつまでに工事が完了すればいいの？  |
| A14           | 事業効果を発揮するため、降雪前に完了させてください。   |
| <b>申請について</b> |  |
| Q15           | いつまでに申請すればいいですか？   |
| A15           | 令和6年11月29日までに申請してください。   |
| Q16           | 申請時に添付する見積書はどういうものが必要ですか？  |
| A16           | 見積書は明細書形式のものがが必要です。<br>※見積書の宛名は申請者名にしてください。  |
| Q17           | 申請時に添付する写真はどういうものが必要ですか？   |
| A17           | 工事を行う建物の全景写真(道路側から1枚)と工事を行う箇所の工事前の写真が必要です。<br>※写真がない場合、申請をお受けできませんのでご注意ください。                               |
| Q18           | 補助対象経費とは？  |
| A18           | 補助対象経費とは、税込の総工事費から補助の対象とならない工事や製品にかかる費用（命綱固定アンカーの設置に関係のない屋根塗装工事や作業者が身に着ける器具など）と、その部分にかかる消費税を引いたものです。       |
| Q19           | なぜ自身で設置するための部材購入費は対象外なの？   |
| A19           | 建物によって全てオーダーメイドになり、製作から施工までを責任をもって施工してもらうため、自身での設置は対象外としています。<br>※市内の降雪状況等を熟知した市内業者等に責任をもって製作、施工してもらいましょう。 |
| Q20           | 住宅、車庫、倉庫等複数の建物に同時に設置する場合の申請方法は？  |
| A20           | 複数棟の場合は、補助事業計画書（様式第2号）により、棟ごとに算出した交付申請額を合算して申請してください。<br>※見積書の明細は棟ごとに作成してください。                             |

※補助対象となる建物ごとに上限額が決められています。

※次の算定例を参考にしてください。

**(一般世帯の算定例)**

| 建物             | 補助対象経費  | 補助率 |          | 交付申請額<br>上限 100,000 円/棟<br>(千円未満切捨て) |
|----------------|---------|-----|----------|--------------------------------------|
| 住宅             | 165,000 | 1/2 | 82,500 円 | → 82,000 円/棟                         |
| 附属建物<br>(車庫)   | 110,000 | 1/2 | 55,000 円 | → 55,000 円/棟                         |
| 附属建物<br>(倉庫)   | 82,500  | 1/2 | 41,250 円 | → 41,000 円/棟                         |
| <b>交付申請額合計</b> |         |     |          | <b>178,000 円</b>                     |

**(要援護世帯の算定例)**

| 建物             | 補助対象経費  | 補助率 |           | 交付申請額<br>上限 150,000 円/棟<br>(千円未満切捨て) |
|----------------|---------|-----|-----------|--------------------------------------|
| 住宅             | 165,000 | 2/3 | 110,000 円 | → 110,000 円/棟                        |
| 附属建物<br>(車庫)   | 110,000 | 2/3 | 73,333 円  | → 73,000 円/棟                         |
| 附属建物<br>(倉庫)   | 82,500  | 2/3 | 55,000 円  | → 55,000 円/棟                         |
| <b>交付申請額合計</b> |         |     |           | <b>238,000 円</b>                     |

**Q21** 交付決定を受けた工事の内容を変更したい場合に補助金はどうなりますか？

**A21** 工事金額が変更となり、補助金額が変更となる場合は、速やかに「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受けてください。なお、補助金額が増額となる場合でも、変更交付申請時の残予算額により、増額できない場合があります。

**実績報告について**

**Q22** 実績報告書はいつまでに提出すればいいの？

**A22** 令和7年1月31日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

**Q23** 実績報告書に添付する契約書はどのようなものが必要ですか？

**A23** 工事名、工事場所、工事期間、工事内容、請負金額、契約日が確認できるものがが必要です。  
 ※発注者名は申請者名にしてください。  
 ※契約書の様式は任意ですが、参考ひな形が必要な場合はお問い合わせください。

|     |  |
|-----|--|
| Q24 | 実績報告書に添付する領収書はどういうものが必要ですか？  |
| A24 | <p>領収書は総工事費の確認ができるものが必要です。</p> <p>※領収書の宛名は申請者名にしてください。</p> <p>※原則、銀行の振込み証明書等では補助金の交付は行えません。</p> <p>※領収書の発行が可能か、契約の際に業者の方にご確認ください。</p>  |
| Q25 | 実績報告書に添付する写真はどのようなものが必要ですか？  |
| A25 | <p>工事前、工事中、工事完了後の写真が必要です。</p> <p>※工事前、工事中、工事完了後の写真は同じアングルから撮影するなど、工事を行ったことが明確に確認できるようにしてください。</p> <p>※写真がない、写真が不明瞭で確認ができないなどの場合、補助金の交付は行えません。</p> <p>※写真の撮り忘れなどがないようご注意ください。</p> |
| Q26 | 補助金はいつ支払われますか？   |
| A26 | <p>額の確定通知後、請求書を提出していただきます。請求書の提出から約1か月後に、口座振込によるお支払いとなります。</p>   |